

## 第6回菅島採石場検討協議会議事録（要約）

日時：平成24年10月3日（水）

13時30分～14時45分

場所：市民文化会館中会議室

出席委員：大野委員、松井委員、亀川委員、辻委員、藤原委員、中村委員

成田委員、木下委員、尾崎委員、奥村委員、堀口委員

欠席者：藤田委員、櫻井委員

事業者：鶴田石材株式会社（上村専務、臼井工場長、木本課長、張川課長）

鳥羽市：木下副市長

事務局：中村総務課長、世古口副参事、浅井係長

### 1. 開会

事務局： 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いんですが、皆さんおそろいになりましたので、第6回菅島採石場検討協議会を開催させていただきます。

なお、藤田委員と櫻井委員が本日欠席となっておりますのでよろしくお願いします。それでは大野会長よろしくお願いします。

### 2. 議事

会長：皆さんの過去5回の活発なご意見をいただきまして、本日先にお送りしております提言書の原案を作成することができました。本日はこの原案について修正がありましたら修正意見を言っていただき、提言を確認して市長に提言書を提出したいと思っています。

委員：その前に、毎回の傍聴席からの暴言に対して、今回執行部はどのように対処するんですか。

事務局：そのようなことがありましたら退席していただくということで、厳しく対処したいと思います。

委員：それは誰が行うんですか。

事務局：事務局のほうで。傍聴席の皆さん、よろしくお願いします。

会長：では早速ですが、議題1. 提言書の確認というところに入らせていただきます。事務局より提言書（案）についての説明がありましたらお願いします。

事務局：《提言書（案）を読み上げ》以上であります。

会長：有難うございます。この提言書の原案に対しまして、今日ご欠席の委員から修正の意見をいただいております。まだ他にも修正の意見がある方がおられるかも知れませんが、とりあえずこの意見について議論させていただいてよろしいですか。《異議なし》

会長：では修正意見として、先ず3ページ目の5行目のところです。

確かに採石事業の目的が植物生態系の回復そのものでないことは間違いないですので、修正意見である「しかし、この採石事業の実施にあたっては、菅島の植物生態系を考慮し回復させることとされており」というのは非常にもっともなご意見だと思いますが如

何でしょうか。

委員 : 私は原文に賛成するんですけども。この採石事業というのは、従来の採石事業というのではなく、今回は緑化を目的として採石事業を 10 年間認めようということで進んでいるのでこれでもいいと思うんですが。

会長 : おっしゃる意味は分かるんですが、この修正意見の意味も。採石事業というと、事業が植物生態系の回復を目的にされるということはないと思われまして。

委員 : 普通はね。

会長 : ですから、意味合的にはそんなに変わらないと思いますので、できましたらこの修正意見を採用したいと思いますがよろしいでしょうか。《異議なし》

それでは、このように修正させていただきます。

次に二つめの修正意見ですが、同じく 10 行目のところです。この事業期間については当然のことながら関係法令も踏まえるべきという考えから、「必要を認める。」という文末は不適當ではないかということで、それはごもっともな意見であると。

そして関係法令を踏まえるというのは当然といえば当然ですので、この「自然公園法、森林法及び採石法の規定を踏まえ」という文言を入れるかどうかということですが。

委員 : そこまで入れなくても。コンプライアンスは根本的な基本中の基本ですから。それがないがしろにしているのではないのですから。何か二度留めみたいになりますよね、次にまた出てくるわけですから。

委員 : 有っても無かっても一緒じゃないのか。

会長 : それではこれは入れないということで。それからこの語尾が「必要を認める」か「協議すること」で終わるかということですが。これは確かに提言書ですから「協議すること」で終わってもいいのではないかなと思いますので。《異議なし》

では文末は「協議すること」で終わるといことにさせていただきます。

それでは最後の修正意見ですが、同じく 16 行目です。こここのところの「地域の文化や伝統の伝承のため」というのを抜いてはという意見です。理由としては、「採石代金を文化や伝統の継承の面に使っている現状は分かるが、委員の意見としてでも提言の中に書かれると違和感がある」ということなんです。僕はこれは若干誤解があるのではないかなと思うんです。

文化や伝承にお金を使っているという意味ではなく、採石事業そのものが文化であり伝統であるという意味だと思うんです。それは今見にくい現状であることは確かなんですが、採石事業が菅島の何年も続いている文化であるということは事実であると思いますので、この文章はあってもいいのかなと思います。如何でしょうか。

委員 : この間の台風なんかでも市道が駄目になるんです。そういった時に本来なら市道に関しては建設課のほうで修復等をしていただくべきなんです。全て町内会や手のあいている人をお願いして、いくばくかのお礼を出してやっているんです。前にも述べさせていただいた様に、行政の補完機能のようなどころもあるんです。それにはどうしてもお金が必要になってきます。それは経済的理由といわれればその通りなんですけど。

それからあと一点は、私だけがこの意見を述べているように思われる節があるので、

ここの文章を「継続する意見があり賛同する委員もいた」というふうに変えていただきたいと思っています。

会長 : つまり、委員の修正意見として「希望する意見もあった」の後に…。

委員 : 「賛同する方もみられた」と。これだと私だけが継続を希望しているように取られかねないので、賛同する委員の方もいたというふうにさせていただきたいと思っています。

委員 : おのおのが意見を言うのだから。ある意見に賛同する意見がありましたというのは、皆そういうつもりで意見を言っているんだからそれはどうなのか。

委員 : もう一度言ってください。

委員 : 賛同する意見でしょ。賛同するって皆が賛同した意見ではない。何人が賛同したの。

委員 : 賛否が分かれたというような意味合いでしょ。

委員 : 十何人の中にひとり賛同する意見がありましたという場合でしょ。

委員 : 一人とか二人とか人数を明記しろということですか。

委員 : そういうことを要求するんですか。

委員 : 人数までは書かなくてもいいんですけど。これだと私だけの意見と採られかねないので賛同する方もいるわけだから別にいいんじゃないかということですか。

委員 : 賛同する人は何人いるんですか。

委員 : 何人って明示するんですか。

委員 : 分かってないでしょ。

委員 : 話はしていますけれども。何人って書く必要まではないと思いますが。

会長 : ちょっと話が飛んでしまいましたが、3つ目の修正意見のところですが如何ですか。

委員 : ちょっと勘違いしているような気もしますが。伝統、文化などは、しろんご祭りとかちゃんとした観光事業を継続のためにやっているわけですから。それを省いてしまうというのはどうなのかなと僕も思います。

会長 : ここの部分はあるべきではないかと思うのですが。

委員 : これはそのまま良いのではないですか。

委員 : 私は、修正意見でいいと思います。

会長 : 「地域の文化や伝統の伝承のため」というところをなくすということですね。

僕はここの文章の全体的なニュアンスとしては、「なお、～」の前までは採石事業は終了したほうがいいのではないかという感じの文章だと思っているんです。そしてある程度少数意見として「なお、だからこういう意見もありました」という意見がついているものだと思いますので。又、こういうことはおっしゃっておられましたので。

現実に僕は、文化や伝統というものがあると。採石そのものが文化であると理解しておりますので。この部分は「～という意見もあった」ですから、なくしてしまうのもおかしいのかなと。それこそ前は「一部の委員から」というように「一部」というのがわざわざついていたんですが、それは余りにも少数意見を強調しすぎているのではないかということで消したということですから。

委員 : こういう提言書に文化とかいう言葉が出てくると、一般の人などは文化という言葉に弱い。採石が文化とは誰も言わないのでは。

委員 : そういった関係の仕事に携わっているが、採石が文化や伝統というのは良く分からないが言えないのではないかと思う。地域や町の伝統というのなら分かるが。

菅島が長い年月において採石を行ってきたというのは分かるのだが、採石法から言えば、文化も伝統も何も関係がないことなので。

会長 : 僕が思い描いている文化といえばそれこそ石見銀山ですね。石見銀山は世界文化遺産ですけど、いわゆる銀山として文化遺産になっている。

石見銀山は、ちょうど現代的な採石方法が始まる前に資源が尽きてしまったからそのままの形で残っているわけですけど、ここは近代的な採石方法に変わってきてはいるんですけども。そういう意味では採石という文化があるということは事実だと思います。少なくとも百年程度の歴史があるということでは。

副会長 : 提言書をホームページに掲載するということから、採石事業という定義づけについて一般市民の方も今意見が出ているようなとり方をする可能性があります。

会長 : そうすると、「また、～伝承」までをカッコに入れるという形で残してもよろしいでしょうか。僕はこれをとってしまうのはどうかなと思うんですが。

委員 : 僕も残しておいて欲しいですね。採石法とかでは関係ないと思いますが、先程言われた世界遺産までとはいかないとしても、終わった後の跡地利用が検討されるわけですから。勿論文化にはなってきますよね。

会長 : 跡地利用に文化みたいなものを活かして欲しいという感じはありますよね。

それではここはカッコに入れるということで、両方の意見を納得していただけるということで。

それから「～に賛同する意見があった」ではそれこそ屋上屋を重ねるような、これだけ読んだだけで委員一人の意見というふうには読み取れないと思うんですけど。

委員 : だから、「委員から～」という表現がおかしいので「なお、採石事業については～」とすればいい。賛同するも賛同しないも、そんなことをいったら全てのことについてそうなるので。ここだけ「委員」という表現があるのでこれを「～については、」とすればいい。

会長 : 今委員からおっしゃっていただいたように、全てに「賛同する」とかをつけていたら大変ですのでここは「採石事業については、」とさせていただいて「また、～伝承」までをカッコに入れるということにさせていただきたいと思います。

あと他に何かありましたら。

委員 : 3ページの1行目なんですけど、「状態になっている、」のところ「、」なんですけど「。」のほうがいいんじゃないかと。

会長 : そうですね、「。」に訂正ということで。他に如何ですか。

委員 : 8行目の「緑化工を完成させるための採石事業の延期はやむをえない。」とあるが、このように断定してしまうのは如何なものか。前回の協議会においてこのような内容のことが協議されたが、翌日の新聞紙面でも延長決定のような記事が掲載されたことは市民に大きな誤解を与える。まだどうなるか決定していないことを誰が書かせたのか。

協議の中で色々な意見がありますというなら分かるが、延期はやむをえないと断定す

るといふのはどういふことなのか、みんなの意見を聞いていただきたい。

会長： 原案をえる文章案があったらちょっと教えていただきたい。

ここは森林法をご担当の委員がおっしゃられていたニュアンスでの文章なんです。

委員： その委員が前に言われたことなただけれど、それがそうとするならこの協議会をする必要は無い訳だから。

委員： それでも前回の協議の時にはこれはやむをえないで通っていますよね。何故その時におっしゃられなかったのか。

委員： さっきも言ったように、翌日の新聞に延長決定って載ったから。まだこの協議会においても決議してないのに何で延長決定って載るの。

委員： 委員言われるように、延長決定って新聞に載ったときに市民の声として総務課のほうへ電話とかありましたか。そういうことでしょ。

委員： 私が言うのは、これを市民の方は見てないでしょ。

委員： 新聞に載った時点で反対が出て当然なんですよ、委員さんの考え方なら。

委員： いや、何も決まってないでしょ。

委員： 決定はしてないですよ。新聞の勇み足というのものもあるんでしょうけど、それを見た市民の反対の声が総務課にいつているんですかということ。

委員： 一般市民は決定だと思っているわけですよ、新聞に出たんだから。

会長： 委員おっしゃられるように新聞の勇み足なのかも。この文章で延長決定と読み取れるとしたらちょっと変えないといけないと思うんですが。

委員： この「採石事業の延期はやむをえない」という言葉の中の採石事業というのがちょっと誤解を招きかねないということですが。そもそもこの10年間の採石事業の延長と緑化完了も同じ最終期限なんですね、現行の計画が。そもそもそれで終わったとしても物理的には同じ時期ということはある得ないですよ。採石が終わって始めて緑化をするということからすると、どうしてもタイムラグが生じるわけです。ですからここは「緑化工を完成させるための期限の延長はやむをえない」としたらどうですか。

採石事業をする、しないは緑化工を完成させるか、させないかのことであつて緑化工を完成させるためにはどうしても今の期限では収まらないわけなので。

だからここは一般市民の方が誤解を招いてもいけないので、採石事業という言葉抜いて「期限の延長はやむをえない」としたら如何でしょうか。

会長： 有難うございます。いいご提案をいただいたと思うんですが。

委員： ちょっといいですか。「緑化工を完成させるために延期はやむをえない」として「採石事業」を抜くことによって反対におかしくなりませんか。緑化工を完成させるためには採石事業をしなければならぬですよ。反対に市民が採石をしなくても緑化だけの延期なんだと勝手な理解になりはしないかと思うんですけど。

これは緑化するためにはまだ採石をしなければならぬわけですから。緑化が遅れているということは採石が遅れているからです。採石事業は緑化するためにはしなければならぬので。それでもおかしいと思うのであれば市のほうへ問い合わせていただいてそれを理解してもらおうほうが、そのための役所だとも考えますので。

委員：これはあくまで森林法の立場からの意見であったと思うんです。ここにあるように「採石事業者に許可された林地開発の立場から見ても、緑化工を完成させるための延期はやむをえない」ということだったと思います。これは森林法の絡みの話だからここに採石法とか採石とか入らなくても僕は別にいいと思います。おっしゃっている意味は良く分かるんです、並行してやらなければいけないという話なんだけれど。森林法から見てやっぱり緑化は大事なので委員はそういうことでの意見だったと思うんですが。

委員：ここの上の部分の文言が「採石事業の目的」から「採石事業の実施」というふうに修正されるんですね。採石事業を実施していくとここで明記していくわけですから、下の部分の「採石事業」という文言を消してもいいということですよ。

採石事業の目的と実施の違いをちゃんと。ここにおられる方は分かると思いますけど、この文章を見てどうかという話ですよ、皆さんの考えは。

会長：ですからここの5文字を削除するということがよろしいですね。「緑化工を完成させるための延期はやむをえない」

委員：「期限」というのを入れないと何の延期か分からない。

会長：委員の修正意見を含んだ文章を読みますと「しかしこの採石事業の実施にあたっては、菅島の植物生態系を考慮し回復させることとされており、森林法に基づき採石事業者が提出した事業計画においても緑化終了後撤退と記されており、採石事業者に許可された林地開発の立場から見ても、緑化工を完成させるための延期はやむをえない。」

よろしいですか。

副市長：この文章ですが、「おり」という言葉が2箇所使われているのと主語が二つありますのでちょっと拙い。「採石事業の実施にあたっては」というのと最後のほうに「延期は」というのがあって、その主語を受ける言葉がないので文章があやふやになってしまいます。その辺を委員さんの意見を聞いて整理していただいたらどうですか。

委員：「緑化終了後撤退と記されており」の部分を「緑化終了後撤退とあり」にしては如何ですか。

会長：「森林法に基づき採石事業者が提出した事業計画においても緑化終了後撤退とあり、採石事業者に許可された林地開発の立場から見ても、緑化工を完成させるための延期はやむをえない。」ということですね。

事務局：会長、先程のカッコで括るという修正のところなんです。

会長：ちょっと待ってください。それでは今の修正のところはこれでよろしいですか。では事務局どうぞ。

事務局：先程の「また、～伝承」をカッコで括るというところなんです、何か不自然な気がするんですが。

副会長：地域の文化や伝統の伝承のことを採石事業と絡めて会長がおっしゃいましたが、この部分を市民が見たときに誤解を生むことがありますから、このことは採石事業のことを言ってますよという意味で私は言ったんです。だからインターネット上かホームページで見たときに、今も意見出てましたけど誤解を生むような表現であってはいけないのではないかなと、抜いたらどうかという意見もありましたけど。

入れるんだったら、このことについては採石事業を意味しているんですよという意味で最初に言わせてもらったんです。

会長： ですから文化や伝統の後にカッコで採石とかを入れたらという意味なんですね。

副会長： 通常の文化ですと地域のそういういろんな祭りのこととかで、誤解を生じることがあるので入れたらどうかなと思って言わせていただいたんです。

委員： それなら「地域の」とせずに「採石に関わる文化や伝統」としたらどうですか。

副会長： 誤解を生まないのであればどのような表現でもいいかと思います。

会長： それでは15行目のところですが、「なお、採石事業については、地場産業として地域の雇用や、地域関連事業所との取引などの経済的理由、また、採石に関わる文化や伝統の伝承のため継続を希望する意見もあった。」とさせていただきたいと思います。

委員： ちょっと委員に知恵をお借りしたいのだけれど。市として緑化のための金銭的な担保について何かいい方法はないかな。

委員： 考えてもらわなければいけないのは市の方ですよ。市にお金が入ってきていた分に関しては、一般会計に入れずに何がしか緑化のために貯めておくのが本来の形であり、そのほうが良かったと思います。だから今後それをどうやって担保していくかというのは、話し合いをするべきだと思います。ただ、それをここですべきなのかという問題です。

それはまた違うところで検討委員会か何か。跡地利用計画と緑化計画が同時に行われるわけですから、そこで話していただくのがいいのでは。ここで話すとおかしくなっていくと思いますから。

ただ、あればあるほど跡地利用にも使えて緑化にも使えるという、何と言うか窓口も大きくして使える幅も大きくするとそれなりに菅島の現場としては上手いこといくのではないのかなと。

協議に関して、緑化はされてきたけれど跡地利用は1回もされてこなかったということがすごく残念なことで。跡地利用計画がここで緑化と同時に進んでいたら何がしら違う方向に向いていたんじゃないかと思うんですけど。市が怠慢な部分は確かにあったと思うんですが。

委員： 事業者の5億円の金を、会社ではなく市に管理させるという意味での担保のことなんだけど。

委員： それはもう一度3者で協議してもらえばいいんじゃないですか。ここでその様な議論が出来る場ではないと思いますから。

勿論5億円は緑化基金として残されているわけですから、それをどう使うかというのは市ともう一度ちゃんと協議したらいいのでは。

委員： それは市が業者さんと話し合いをして、それを市側に担保として積んでもらうということを要望したい。これは10年前にそういう意味で案としてあがったことなので。

会長： その部分については、ここにある「市としても緑化を担保することについてもう一度精査していただきたい。」という表現でお願いしたいということで。

委員： 委員さん、僕はこの5億円の中から今回の約2億円というのが使われていたと思って

いたんですが、そうではないと。鶴田さんが独自で出していたということは、それなりに評価していかなければならないのではと。5億は5億でまだあるわけですよ、そういうことですよ。

委員 : 5億円積んでもらっているんで、その中から使ってもらえばいいんですけど。

委員 : 僕もそう思うんです、本当は。

委員 : 最初のころ委員さんがそういったことを言われたときに行政側は、行政に入れるのは難しいようなことを言われましたよ。

委員 : だから委員さんに何かいい方法はないですかと聞いたわけです。

委員 : 緑化の方法がちゃんと決まって、それが本当に有効なものであれば市に移してもかまわないですけど。市が今まで鶴田さんがやってきたようなことが出来ますかといったときに、出来ないとなれば又丸投げするだけの話になると思いますので。そうすると、二度手間、三度手間というようなことが起こるよりは、直接その現場の事業者がやるのが一番良かったんじゃないかなと。

委員 : この事業は、緑化を終わらさないと採石事業を撤退できないわけですよ、許可の関係も含めて。それで、その基金は鶴田さんが用意していますが今のところはそれを取り崩さないで別の資金で手当して緑化をしています。森林法に基づいた緑化が出来ていない状態でこの採石事業を終了することは出来ないわけですから、期限が遅れたとしても緑化をちゃんとやって撤退するということになるわけですね。

緑化をやるということは、その5億円の中で賄いますよ、その手当はしてますよというのが事業者さんの考え方で、それを市が担保する、市が採石事業者に代わって緑化をしなければならないという事態になればその金の担保はどうするんですかということになるけれども、今は一義的には採石事業者が緑化事業をやりますということになった許可になっているわけですから。

委員 : ここで「3者で協議すること」とあるように、3者でしっかり協議するということは、3者の信頼関係が基でこのように流れてきたと僕は思っていますので。

委員 : 勿論それもあるしね。採石事業者が許可申請を出して許可を下ろすについては、緑化をこういう形でやりますということが前提になっているわけです。

委員 : 委員としては、今の3者の5億円のあり方がおかしいと思ってなくても、どの辺のことを危惧しているのかがちょっと分かり難いところがあるもので。

委員 : 誤解しないで聞いて欲しいのだけでも。鶴田さんとは言わないけど A という企業が何かで倒産した場合、基金として管理していたお金が消えてしまう可能性がある。

委員 : それこそ僕らはそこを心配するべきことだと思いますけど。先程言わせてもらったように、3者の信頼関係で5億という金額も出たと思いますので。そこをどうのということはもう一度3者でしっかりと、お互いが担保の取り合いをするべきだと僕は思っていますのでそこは3者でお願いできたらいいかなと思っています。

会長 : その様な意味をこめて「もう一度精査していただきたい。」ということですので。その他如何ですか。もうよろしいですか。

それでは提言書を作成していただきますので、10分ほど休憩とさせていただきます。



(休憩)

会長 : それでは委員の皆さん、本日の修正が済んだ提言書が出来上がってまいりました。本日修正したことは3ページ目だけです。主に色が変わっているところが修正箇所ですので、一度確認をしていただきましてこれでよければ市長に提言したいと思います。

委員 : 提言書なんですが、ホームページに掲載するのはどれ位後になるのか。

事務局 : 決裁を受けた後ということになりますので、2週間程度で掲載できると思います。

委員 : その時に市民からの意見等も聞けるようにしていただきたい。

会長 : それではよろしいでしょうか。

事務局 : 市長が参りますまでしばらくお待ちください。

(市長入室)

事務局 : それでは皆様のご努力に対しまして、市長よりお礼を述べさせていただきます。

市長 : みなさん、こんにちは。今回は大変難しい問題で、みなさんには色々と努力をしていただきまして心より感謝を申し上げたいと思います。

私も前回までのみなさんの議論、議事録を全部読ませていただきました。今までいろんな諮問をさせていただいたのですが、こんなことは余りなかったのですが全ての議論について読ませていただきました。みなさんと考えを共有したいという気持ちでそうさせていただけいたんですけど。

その間にも菅島の今の状況といいますか、仕事を続けるという方向の提言或いは要望、それからまた観光関係を中心に、時期を切って緑化が完成していない状況ですけれどももう止めて欲しいと。様々なご意見をその間にいただきました。

私は私なりに今まで考えてきた中で、決断できる箇所はあるんですけど、3人寄ればって言う様な言葉もありますように、出来るだけ多くの方のご意見を伺えばより良い結論が出るのではないかと。それから、ひとりの人間がさっと決めるよりは、たくさんの方々の意見を聞いてその上で判断をして決定したほうが賛成、反対の人含めまして多くの方の了解が得られるのではないかと、納得をしていただけるのではないかと。ということでこの協議会を立ち上げさせていただいたところでございます。

今回いただきましたこの提言をしっかりと吟味をさせていただきます、そしてまた市内部でしっかりと検討しまして、早い時機に方針を決めていきたいという風に考えております。

みなさんが今日まで行っていただきました様々な行動、またそのご努力に対しまして重ねまして市民を代表して御礼を申し上げたいと思います。本当に有難うございました。

事務局 : それでは、閉会に当たりまして会長に閉会のご挨拶をお願いします。

会長 : 会長の不手際で中々議論の纏まらないところがあったのですが、みなさんの有意義なご意見をいただきまして何とか提言書を纏める事が出来ました。どうもご協力有難うございました。今日で当協議会を解散いたしますが又よろしく願いいたします。

どうも有難うございました。